

平成 3 0 年 3 月 5 日

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 3 0 年 3 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

議案第 4 2 号	洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
議案第 4 3 号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理について
議案第 4 4 号	洞爺湖町個人情報保護条例等の一部改正について
議案第 4 5 号	洞爺湖町介護保険条例等の一部改正について
議案第 4 6 号	洞爺湖町長寿祝い金条例の一部改正について
議案第 4 7 号	洞爺湖町国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部改正について
議案第 4 8 号	洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 4 9 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 5 0 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 1 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 5 2 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 5 3 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 4 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 5 5 号	平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第 5 6 号	平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第 5 7 号	平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算
議案第 5 8 号	平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

議 案 番 号

件

名

議案第59号 平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算

議案第60号 平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

議案第61号 平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

議案第42号

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の
制定について

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を次の
ように定める。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条―第32条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
- 第5章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第47条第1項第1号、法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項におい
て準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指
定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を
いう。以下同じ。）の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援及び基準
該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人
員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）において使用する用語
の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を

含む。)の条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、法人であって洞爺湖町暴力団排除条例（平成24年洞爺湖町条例第18号）第6条第1項に規定する暴力団関係事業者でないものとする。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かななければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かななければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

に記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提

供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得

て主治の医師等の意見を求めなければならない。

- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、

指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護保険専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りではない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選

択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して

市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項の規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条、第2章及び第3章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行の日から3年を経過するまでの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）であつて常勤であるものを同条第1項に規定する管理者とすることができる。

議案第43号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年洞爺湖町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

(洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例)

第2条 洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年洞爺湖町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

(洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年洞爺湖町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「作成されるものである」を「作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第30条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第32条第9号中「作成のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

（洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正）
第4条 洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成27年洞爺湖町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第44号

洞爺湖町個人情報保護条例等の一部改正について

洞爺湖町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(洞爺湖町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町個人情報保護条例（平成18年洞爺湖町条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 事業者が保有する個人情報の保護（第29条―第32条）」を「第4章 削除」に改める。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報（法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人に関する情報に含まれる当該事業に関する情報を除く。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識がすることができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。））により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第7条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 登録される個人情報に要配慮個人情報が含まれているときは、その旨

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第29条から第32条まで 削除

(洞爺湖町情報公開条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町情報公開条例（平成18年洞爺湖町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「であって」の次に「、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を含む。）により」を加える。

(洞爺湖町特定個人情報保護条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町特定個人情報保護条例（平成27年洞爺湖町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第29条中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。）」の次に「又は番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第26条において準用する番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。）」を加える。

第30条第1項第1号オ中「番号法第28条」を「番号法第29条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中洞爺湖町個人情報保護条例第7条の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 実施機関は、第1条の改正規定による改正後の洞爺湖町個人情報保護条例第7条の規定により、要配慮個人情報を個人情報取扱事務登録簿に記載するために必要な行為を、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができるものとする。

議案第45号

洞爺湖町介護保険条例等の一部改正について

洞爺湖町介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町介護保険条例等の一部を改正する条例

(洞爺湖町介護保険条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町介護保険条例（平成18年洞爺湖町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第6号ア中「同じ。）」の次に「(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号ア中「190万円未満」を「200万円未満」に改め、同項第8号ア中「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満」に改める。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第9項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

(洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年洞爺湖町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(洞爺湖町介護保険条例の経過措置)

- 2 この条例による改正後の洞爺湖町介護保険条例第5条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第46号

洞爺湖町長寿祝い金条例の一部改正について

洞爺湖町長寿祝い金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町長寿祝い金条例の一部を改正する条例

洞爺湖町長寿祝い金条例（平成18年洞爺湖町条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条中「支給時期」を「当該誕生月の初日」に改める。

第3条第2項中「毎年9月に支給する。ただし、支給時期までに100歳の誕生日を迎える者にあつては、当該誕生日」を「当該誕生月の月末まで」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第47号

洞爺湖町国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険給付費支払準備基金条例（平成18年洞爺湖町条例第55号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

洞爺湖町国民健康保険事業運営基金条例

第1条中「給付費の支払準備金に充てるため、国民健康保険給付費支払準備」を「事業の安定に資するため、国民健康保険事業運営」に改める。

第2条中「予算で定める」を「洞爺湖町国民健康保険特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入歳出予算で定める額とする」に改める。

第4条中「国民健康保険」を削る。

第6条中「次の各号のいずれかに該当する場合に限り」を「町長は、第1条に規定する基金の設置の目的のため必要があると認めるときは」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の洞爺湖町国民健康保険給付費支払

準備基金の規定により積み立てられた現金、債権、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

議案第48号

洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険条例（平成18年洞爺湖町条例第105号）の一部を次のように改正する。

目次中「洞爺湖町が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 洞爺湖町が行う国民健康保険」を「第1章 洞爺湖町が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出しを「(洞爺湖町が行う国民健康保険の事務)」に改め、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条を次のように改める。

（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称及び委員の定数）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により設置された市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の名称は、洞爺湖町国民健康保険運営協議会とする。

2 協議会は、次の各号に掲げる委員を持って組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

(1) 被保険者を代表する委員 4人

- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

第4条第2項中「例による場合を含む」の次に「。次条第2項について同じ」を加える。

第5条中「2万円」を「3万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行なわない。

第6条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の4」を「法第72条の5」に改め、同条第4号中「保持増進」の次に「又は保険給付」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に行った被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による葬祭費の額は、なお従前の例による。

議案第49号

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196,219千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,971,176千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13. 使用料及び手数料		229,032	△ 716	228,316
	1. 使 用 料	196,799	△ 716	196,083
14. 国 庫 支 出 金		725,685	△ 136,061	589,624
	1. 国 庫 負 担 金	250,716	△ 2,471	248,245
	2. 国 庫 補 助 金	463,870	△ 133,150	330,720
	3. 委 託 金	11,099	△ 440	10,659
15. 道 支 出 金		273,599	△ 6,609	266,990
	1. 道 負 担 金	174,590	161	174,751
	2. 道 補 助 金	84,662	△ 5,601	79,061
	3. 委 託 金	14,347	△ 1,169	13,178
16. 財 産 収 入		28,907	441	29,348
	2. 財 産 売 払 収 入	8,641	441	9,082
17. 寄 附 金		44,340	5,926	50,266
	1. 寄 附 金	44,340	5,926	50,266
20. 諸 収 入		74,056	△ 500	73,556
	5. 雑 入	57,978	△ 500	57,478
21. 町 債		561,499	△ 58,700	502,799
	1. 町 債	561,499	△ 58,700	502,799
歳 入 合 計		7,167,395	△ 196,219	6,971,176

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		530,100	8,579	538,679
	1. 総 務 管 理 費	502,334	9,896	512,230
	4. 選 挙 費	8,505	△ 1,317	7,188
3. 民 生 費		1,495,511	△ 19,979	1,475,532
	1. 社 会 福 祉 費	956,347	△ 15,838	940,509
	3. 医 療 助 成 費	279,256	△ 2,000	277,256
	4. 児 童 福 祉 費	139,013	△ 3,340	135,673
	5. 保 育 所 費	120,858	1,199	122,057
4. 衛 生 費		409,651	△ 506	409,145
	2. 環 境 衛 生 費	17,725	△ 506	17,219
6. 農 林 水 産 業 費		646,065	△ 178,499	467,566
	1. 農 業 費	589,004	△ 176,996	412,008
	2. 林 業 費	8,954	△ 369	8,585
	3. 水 産 業 費	48,107	△ 1,134	46,973
7. 商 工 費		296,064	△ 20	296,044
	1. 商 工 費	63,268	△ 20	63,248
8. 土 木 費		840,037	6,306	846,343
	1. 土 木 管 理 費	39,382	△ 150	39,232
	2. 道 路 橋 梁 費	257,824	14,350	272,174
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	31,605	△ 350	31,255
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	68,233	△ 7,544	60,689
9. 消 防 費		394,733	△ 12,127	382,606
	1. 消 防 費	394,733	△ 12,127	382,606

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		407,809	△ 8,356	399,453
	1. 教育総務費	91,073	△ 6,250	84,823
	2. 小学校費	57,499	1,550	59,049
	3. 中学校費	57,783	1,380	59,163
	4. 社会教育費	135,178	△ 6,868	128,310
	5. 保健体育費	66,276	1,832	68,108
12. 給与費		1,073,017	△ 4,600	1,068,417
	1. 給与費	1,073,017	△ 4,600	1,068,417
14. 予備費		20,393	12,983	33,376
	1. 予備費	20,393	12,983	33,376
歳出合計		7,167,395	△ 196,219	6,971,176

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
馬 鈴 薯 貯蔵施設 整備事業	147,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 においては、当該見 直し後の 利率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	96,100	同左	同左	同左
被災者支 援システム導入事 業	4,200	同上	同上	同上	3,800	同上	同上	同上
史跡入 江・高砂貝 塚保存整 備事業	35,000	同上	同上	同上	28,500	同上	同上	同上

議案第 50 号

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 62,232 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,583,469 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国 庫 支 出 金		324,922	9,010	333,932
	1. 国 庫 負 担 金	218,217	18,859	237,076
	2. 国 庫 補 助 金	106,705	△ 9,849	96,856
3. 療養給付費交付金		26,230	△ 18,500	7,730
	1. 療養給付費交付金	26,230	△ 18,500	7,730
4. 前期高齢者交付金		438,062	△ 72,977	365,085
	1. 前期高齢者交付金	438,062	△ 72,977	365,085
5. 道 支 出 金		88,525	△ 14,560	73,965
	1. 道 負 担 金	18,746	△ 4,710	14,036
	2. 道 補 助 金	69,779	△ 9,850	59,929
6. 共同事業交付金		331,000	34,795	365,795
	1. 共同事業交付金	331,000	34,795	365,795
8. 繰 入 金		220,000	0	220,000
	1. 繰 入 金	220,000	0	220,000
歳 入 合 計		1,645,701	△ 62,232	1,583,469

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		71,793	△ 10,103	61,690
	1. 総 務 管 理 費	66,732	△ 10,103	56,629
2. 保 険 給 付 費		987,544	△ 10,000	977,544
	1. 療 養 諸 費	854,784	△ 17,000	837,784
	2. 高 額 療 養 費	127,200	7,000	134,200
3. 後期高齢者支援金等		135,424	△ 1,530	133,894
	1. 後期高齢者支援金等	135,424	△ 1,530	133,894
4. 前期高齢者納付金等		99	0	99
	1. 前期高齢者納付金等	99	0	99
5. 老人保健拠出金		111	△ 100	11
	1. 老人保健拠出金	111	△ 100	11
6. 介護納付金		52,944	△ 1,886	51,058
	1. 介護納付金	52,944	△ 1,886	51,058
7. 共同事業拠出金		372,118	△ 33,236	338,882
	1. 共同事業拠出金	372,118	△ 33,236	338,882
11. 諸 支 出 金		2,803	398	3,201
	1. 償 還 金 及 び 算 金	2,803	398	3,201
12. 予 備 費		11,259	△ 5,775	5,484
	1. 予 備 費	11,259	△ 5,775	5,484
歳 出 合 計		1,645,701	△ 62,232	1,583,469

議案第 5 1 号

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 3 6, 8 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-38-

議案第 5 2 号

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 8, 9 5 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 5 0, 0 1 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国 庫 支 出 金		269,373	△ 13,129	256,244
	1. 国 庫 負 担 金	168,771	△ 6,500	162,271
	2. 国 庫 補 助 金	100,602	△ 6,629	93,973
3. 道 支 出 金		156,701	△ 8,093	148,608
	1. 道 負 担 金	147,035	△ 6,500	140,535
	2. 道 補 助 金	9,666	△ 1,593	8,073
4. 支 払 基 金 交 付 金		279,502	△ 13,134	266,368
	1. 支 払 基 金 交 付 金	279,502	△ 13,134	266,368
6. 繰 入 金		196,178	△ 14,601	181,577
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	175,675	△ 7,350	168,325
	2. 基 金 繰 入 金	20,503	△ 7,251	13,252
歳 入 合 計		1,098,975	△ 48,957	1,050,018

(単位：千円)

-41-

議案第 53 号

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 490 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,530 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-44-

第2表 地方債補正

1. 変更

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
簡易水道 事 業	21,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 においては、当該見 直し後の 利率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができ る。	21,700	同左	同左	同左

議案第 5 4 号

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6, 5 9 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 9, 3 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第55号

平成30年度 虻田郡洞爺湖町一般会計予算

平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,134,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 町 税		1, 129, 208
	1. 町 民 税	385, 290
	2. 固 定 資 産 税	539, 578
	3. 軽 自 動 車 税	21, 340
	4. 町 た ば こ 税	85, 000
	5. 入 湯 税	98, 000
2. 地 方 譲 与 税		63, 800
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	43, 900
	2. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	19, 900
3. 利 子 割 交 付 金		600
	1. 利 子 割 交 付 金	600
4. 配 当 割 交 付 金		1, 500
	1. 配 当 割 交 付 金	1, 500
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		250
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	250
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		185, 000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	185, 000
7. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		500
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	500
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		9, 400
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	9, 400
9. 地 方 特 例 交 付 金		900
	1. 地 方 特 例 交 付 金	900

款	項	金 額
10. 地 方 交 付 税		3,200,000
	1. 地 方 交 付 税	3,200,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金		46,146
	1. 負 担 金	46,146
13. 使 用 料 及 び 手 数 料		228,147
	1. 使 用 料	197,094
	2. 手 数 料	31,053
14. 国 庫 支 出 金		304,543
	1. 国 庫 負 担 金	253,176
	2. 国 庫 補 助 金	48,663
	3. 委 託 金	2,704
15. 道 支 出 金		268,095
	1. 道 負 担 金	180,198
	2. 道 補 助 金	74,162
	3. 委 託 金	13,735
16. 財 産 収 入		22,329
	1. 財 産 運 用 収 入	19,784
	2. 財 産 売 払 収 入	2,545
17. 寄 附 金		53,700
	1. 寄 附 金	53,700
18. 繰 入 金		5,550
	1. 繰 入 金	5,550
19. 繰 越 金		20,000
	1. 繰 越 金	20,000

款	項	金 額
20. 諸 収 入		66,632
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	12
	2. 預 金 利 子	1
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	14,120
	4. 受 託 事 業 収 入	2,439
	5. 雑 入	50,060
21. 町 債		527,400
	1. 町 債	527,400
歳 入 合 計		6,134,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		68,335
	1. 議 会 費	68,335
2. 総 務 費		298,907
	1. 総 務 管 理 費	273,363
	2. 徴 税 費	3,333
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	11,597
	4. 選 挙 費	8,705
	5. 統 計 調 査 費	783
	6. 監 査 委 員 費	1,126
3. 民 生 費		1,690,154
	1. 社 会 福 祉 費	948,202
	2. 国 民 年 金 費	37
	3. 医 療 助 成 費	243,381
	4. 児 童 福 祉 費	143,368
	5. 保 育 所 費	355,166
4. 衛 生 費		384,944
	1. 保 健 衛 生 費	128,778
	2. 環 境 衛 生 費	17,066
	3. 畜 犬 対 策 費	239
	4. 清 掃 費	236,323
	5. 公 害 対 策 費	2,538
5. 労 働 費		4,524
	1. 労 働 費	4,524

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		86,364
	1. 農 業 費	58,799
	2. 林 業 費	8,913
	3. 水 産 業 費	18,652
7. 商 工 費		287,380
	1. 商 工 費	53,269
	2. 観 光 費	234,111
8. 土 木 費		661,946
	1. 土 木 管 理 費	34,128
	2. 道 路 橋 梁 費	161,159
	3. 河 川 費	1,599
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	27,531
	5. 都 市 計 画 費	406,843
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	30,686
9. 消 防 費		318,992
	1. 消 防 費	318,992
10. 教 育 費		373,276
	1. 教 育 総 務 費	99,198
	2. 小 学 校 費	58,553
	3. 中 学 校 費	51,480
	4. 社 会 教 育 費	99,092
	5. 保 健 体 育 費	64,953
11. 公 債 費		859,776
	1. 公 債 費	859,776

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
漁業近代化資金の融資に伴う利子補給	自 平成30年度 至 平成42年度	1,296千円

第3表 地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
乳 幼 児 等 医 療 助 成 事 業	13,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見 直し方式で借入 れる資金につい て、利率見直しを 行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条件 による。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に 借換えることができる。
洞 爺 保 育 所 建 替 事 業	245,500	同 上	同 上	同 上
農 道 整 備 事 業	10,300	同 上	同 上	同 上
漁 港 整 備 事 業	2,300	同 上	同 上	同 上
洞爺高校メモリアル公園整備事業	65,000	同 上	同 上	同 上
消 防 車 両 整 備 事 業	3,100	同 上	同 上	同 上
防 災 施 設 等 整 備 事 業	2,800	同 上	同 上	同 上
高砂貝塚保存 整 備 事 業	5,400	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	180,000	同 上	同 上	同 上

議案第56号

平成30年度 虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,346,526千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		186,689
	1. 国 民 健 康 保 険 税	186,689
2. 道 支 出 金		977,830
	1. 道 負 担 金	977,830
3. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
4. 繰 入 金		182,000
	1. 繰 入 金	182,000
5. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
6. 諸 収 入		5
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	1
歳 入 合 計		1,346,526

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		42,291
	1. 総 務 管 理 費	37,243
	2. 徴 収 費	284
	3. 運 営 協 議 会 費	157
	4. 特 別 対 策 事 業 費	4,607
2. 保 険 給 付 費		972,403
	1. 保 険 給 付 費	972,403
3. 国民健康保険事業費納付金		318,087
	1. 国民健康保険事業費納付金	318,087
4. 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	1
5. 保 健 事 業 費		9,256
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,614
	2. 保 健 事 業 費	3,642
6. 基 金 積 立 金		1
	1. 基 金 積 立 金	1
7. 公 債 費		100
	1. 公 債 費	100
8. 諸 支 出 金		333
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	333
9. 予 備 費		4,054
	1. 予 備 費	4,054
歳 出	合 計	1,346,526

議案第 57 号

平成 30 年度 虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算

平成 30 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 662,269 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

平成 30 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		228
	1. 分 担 金	227
	2. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		192,937
	1. 使 用 料	192,772
	2. 手 数 料	165
3. 国 庫 支 出 金		19,519
	1. 国 庫 補 助 金	19,519
4. 道 支 出 金		11,183
	1. 道 補 助 金	11,183
5. 繰 入 金		406,000
	1. 繰 入 金	406,000
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		1
	1. 雑 入	1
8. 町 債		32,400
	1. 町 債	32,400
歳 入 合 計		662,269

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	32,400	普通貸借 又 は 証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。

議案第 58 号

平成 30 年度 虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

平成 30 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 039, 609 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		174,800
	1. 介 護 保 険 料	174,800
2. 分 担 金 及 び 負 担 金		2,800
	1. 負 担 金	2,800
3. 国 庫 支 出 金		259,083
	1. 国 庫 負 担 金	159,535
	2. 国 庫 補 助 金	99,548
4. 道 支 出 金		152,290
	1. 道 負 担 金	139,770
	2. 道 補 助 金	12,520
5. 支 払 基 金 交 付 金		256,688
	1. 支 払 基 金 交 付 金	256,688
6. 財 産 収 入		129
	1. 財 産 運 用 収 入	129
7. 繰 入 金		193,762
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	168,219
	2. 基 金 繰 入 金	25,543
8. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
9. 諸 収 入		56
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	53
歳 入 合 計		1,039,609

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		39,315
	1. 総 務 管 理 費	29,041
	2. 介 護 認 定 審 査 会 費	10,158
	3. 運 営 協 議 会 費	116
2. 保 険 給 付 費		920,932
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	813,762
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	19,065
	3. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	23,625
	4. 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	2,965
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	60,819
	6. そ の 他 諸 費	696
3. 地 域 支 援 事 業 費		77,716
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	29,793
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費	47,923
4. 基 金 積 立 金		129
	1. 基 金 積 立 金	129
5. 諸 支 出 金		151
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	151
6. 予 備 費		1,366
	1. 予 備 費	1,366
歳 出 合 計		1,039,609

議案第 59 号

平成 30 年度 虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算

平成 30 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 98,512 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成 30 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歲入

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
簡 易 水 道 事 業	16,500	普通貸借 又 は 証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。

議案第 6 0 号

平成 3 0 年度 虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5 9 , 0 7 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 0 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歲入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		100,279
	1. 後期高齢者医療保険料	100,279
2. 国庫支出金		442
	1. 国庫補助金	442
3. 繰入金		58,352
	1. 一般会計繰入金	58,352
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		3
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 雑入	1
歳入合計		159,077

議案第61号

平成30年度 虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 3, 8 3 0 戸
- (2) 年 間 総 給 水 量 9 9 6, 0 0 0 m³
- (3) 1 日 平 均 給 水 量 2, 7 2 8 m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (ア) 配水管布設替工事 2 2 5 m
 - (イ) 浄水場施設整備事業 一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款	水 道 事 業 収 益	3 2 8, 5 5 5 千円
第 1 項	営 業 収 益	2 1 4, 9 1 3 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	1 1 3, 6 4 1 千円
第 3 項	特 別 利 益	1 千円

(支 出)

第 1 款	水 道 事 業 費 用	3 2 8, 5 5 5 千円
第 1 項	営 業 費 用	3 0 4, 7 0 3 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	1 6, 7 1 2 千円
第 3 項	特 別 損 失	1 千円
第 4 項	予 備 費	7, 1 3 9 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額52, 742千円は、過年度分損益勘定留保資金46, 009千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6, 733千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	9 1, 8 0 0 千円
第 1 項	企 業 債	9 0, 9 0 0 千円
第 2 項	負 担 金	9 0 0 千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	1 4 4, 5 4 2 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	5 2, 7 4 2 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	9 1, 8 0 0 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位: 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	90,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 23,168千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、8,192千円と定める。

平成30年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春